

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

## 令和5年度補正予算

## 「被災地向け共同・協業販路開拓支援補助金」

令和6年能登半島地震による被災4県  
(石川県、富山県、福井県、新潟県)に所在する  
中小企業・小規模事業者の事業再建への販路開拓を支援します

## 【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、中小企業・小規模事業者等（以下「参画事業者」）を10者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の事業再建に寄与する取組について支援。

## 【補助上限】

5,000万円

## 【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

## 【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、  
広報費、旅費 など

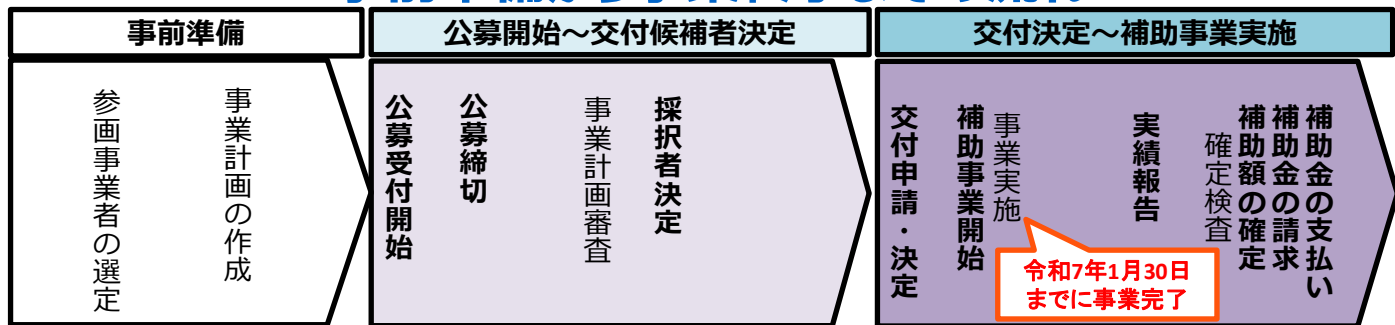
## 【今後のスケジュール】

公募受付開始：令和 6年 6月 18日（火）

申請受付締切：令和 6年 7月 12日（金）



# 事前準備から事業終了までの流れ



- ※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。
- ※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
- ※令和7年1月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

## 【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

## 【参画事業者とは】

- 中小企業基本法で定める中小企業者・小規模企業者に該当する者。  
ただし、被災4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）の事業再建に寄与しない中小企業・小規模事業者は参画事業者として認められません。

## 【本事業の類型】

- ①**展示会・商談会型**  
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②**催事販売型**  
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③**マーケティング拠点型**  
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

被災地向け共同・協業販路開拓支援補助金に関するお問い合わせはこちら

補助金事務局電話番号：03-6206-3170

